

ダイバーシティ & インクルージョン 推進に向けてのガイドライン

2023年3月

2024年3月改訂

香川大学

目 次

I. D&I 推進の基本方針について	1
II. 本ガイドラインについて	1
III. 分野別ガイドライン	
1) 男女共同参画	2
2) 性の多様性の尊重	4
3) 障害者支援	6
4) 多文化共生	8
IV. 相談窓口一覧	10
V. D&I 推進体制	13
VI. データでみる D&I 推進	14
VII. 参考資料	18

I. D&I 推進の基本方針について

香川大学は、構成員一人ひとりの多様な個性や価値観、考え方を等しく尊重し、活躍できる「D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）」を推進するため、2021年10月、「D&I 推進の基本方針」を策定しました。

基本方針では、

1. 性別、性的指向・性自認、人種、国籍、障害、年齢、宗教、ライフスタイルなど多様性を受け入れ、自分らしく活躍できる場を提供するための教育・研究・労働環境を整備します。
2. すべての構成員に対して、個の違いを尊重し、認め合い、連携・協働する意識を醸成します。
3. 「誰一人取り残さない」という国連のSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念の実現を目指し、地域社会、国際社会と連携し、D&Iを推進する持続可能な大学経営を行い、社会に発信します。
としています。

II. 本ガイドラインについて

このような観点から、様々なバックグラウンドを有する構成員が安心・安全に学び、研究し、働くことのできる環境整備をめざし、以下4分野のガイドラインを定め、D&Iについての理解を促進するための啓発活動を積極的に実施していきます。

- 1) 男女共同参画
- 2) 性の多様性の尊重
- 3) 障害者支援
- 4) 多文化共生

なお、本ガイドラインは、必要に応じ、適宜見直し・改訂を行います。

Ⅲ. 分野別ガイドライン

1) 男女共同参画

1. 目的

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」が謳われている「男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定）」に即し、本学では、平成 22 年に「男女共同参画推進に向けての基本理念・基本方針」を定めています。

この基本方針に基づき、さらに、国の「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）」を遵守し、すべての構成員がその能力を発揮できる D&I 社会実現のために、教育・研究・労働環境における男女共同参画を加速化し、差別的な取扱いを禁止することを目的とします。

2. 方針

- ①男女共同参画に向けて、地域と協働し学内外の意識の醸成を推進します
- ②専門分野における学部・大学院の女子学生、女性研究者の育成・支援を積極的に行います
- ③男女共同参画を阻害する要因の除去に取り組みます
- ④各々のライフステージにおける修学・就業と妊娠・出産・育児・介護・治療等との両立支援を図ります
- ⑤教育・研究等の充実を目指しつつ、ワークライフバランスに配慮した労働環境を整備するとともに、性別を理由とする偏見や差別、ハラスメントを禁止します

3. 本学での取組

- ①地域との協働・連携、情報発信

四国地域の産官学が協働する「四国発信！ダイバーシティ研究環境調和推進プロジェクト」を核とし、四国内外の大学・企業等との連携に努めます。また、社会状況を踏まえ、行政、NPO等と連携し、地域における男女共同参画の実現と情報発信に取り組みます。

②女子学生、女性研究者、女性教職員へのキャリア形成支援

女子学生比率の低い理系分野については、キャリア支援や次世代育成の視点から、中等教育関係者や産業界関係者と連携し、大学入学前から卒業及び大学院修了まで支援するシステムの構築を検討します。

女性研究者については、キャリア初期にある若手研究者を支援するとともに、女性研究者間のネットワーク作りに注力し、大型共同研究実現へのサポートを行います。

また、管理職に占める女性の割合が低いことから、女性が管理職への昇進を前向きに検討できる意識啓発や環境整備が必要です。「女性活躍推進法に基づく事業主行動計画（第2期）」に沿って、役員及び管理職等の指導的地位における女性が占める割合を18%以上確保するように努めます。

③男女共同参画の阻害要因除去とハラスメントの禁止

学内での定期的なアンケートやヒアリング結果をもとに、男女共同参画の阻害要因を分析し、それを取り除くための具体的な施策立案を実施します。

「国立大学法人香川大学ハラスメント及び性暴力等防止規則」の周知に努め、ハラスメントに関する教育・研修を強化し、相談体制の充実を図ります。

④ワークライフバランスの実現

「次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人香川大学行動計画（第5期）」に沿って、男性教職員の配偶者出産休暇等の利用率および育児休業の取得率30%の達成、時間外勤務削減のための継続的な取り組み、年次有給休暇の積極的な利用を促進します。

2) 性の多様性の尊重

1. 目的

「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（独立行政法人日本学生支援機構・平成 30 年）等に即し、性の多様なあり方（SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity）への理解を深め、尊重し、性の多様性に関する事柄に配慮するとともに、差別的な取扱いを禁止することを目的とします。

2. 方針

- ①性の多様性に関する本人の意思を尊重します
- ②性の多様性における教育・研究・労働環境の妨げとなる要因の除去に取り組みます
- ③性の多様性を理由とする偏見や差別、ハラスメントを禁止します

3. 本学での取組

①個人情報保護の徹底

性の多様性に関する情報やその開示非表示は、本人の意思で決定されるべきことです。具体的な対応としては、「周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取ったうえで行うこととし、本人の了承なく周囲に伝えない」などが挙げられます。

また、性の多様性に関する個人情報保護を徹底します。

②通称名の使用

「香川大学における学生等の通称名等の使用に関する要項」によって変更ができ、保証人等に通知をしません。

③証明書等の性別の記載

学生・教職員に対して本学が発行する証明書のうち、性別が記載されることになっていても、申し出により性別を記載せずに発行することができる場合もあります。

④授業

授業においては、性自認や性的指向等を理由に、学生が排除されたり、尊厳を傷つけられたりすることのないよう配慮します。

具体的には、「性の多様性に関して差別的なジョークやからかい等を行わない」、「学生への質問や指示が、個人の性自認や性的指向等の開示を強いるものとならないよう配慮する」などが挙げられます。

授業における呼称等は、学生の要望に沿ったものとし、男女で呼称を使い分けないことを推奨し、性別を基準とした不必要なグループ分けをしないよう周知を図ります。

体育実技の履修や学外実習（教育実習、病院実習等）においては、必要に応じて個別対応を行います。具体的には、「性別を決めつけて呼びかけない」、「体育実技等での更衣や、学外実習での宿泊においては本人の要望を聞き配慮する」などが挙げられます。

⑤施設の整備

多目的トイレ、更衣室などの表示やマップ等の改善および使いやすい整備を進めます。

⑥相談窓口の設置

性の多様性における教育、研究、労働環境のニーズに対応するため、相談窓口を充実し、様々な場面で起こりうる課題に取り組みます。なお、相談や課題対応にあたっては、関係部局が連携・協働し、スムーズな解決に努めます。

⑦理解促進・情報発信

性の多様性に関する学生への教育や教職員への研修機会を増やし、理解促進に努めます。例えば、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動」や「性的指向・性自認について本人の了解を得ずに暴露すること（アウティング）」はパワーハラスメントに該当します。また、性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動は、セクシュアルハラスメントにも該当します。

なお、そのようなハラスメントの問題が発生した場合には、「国立大学法人香川大学ハラスメント及び性暴力等防止規則」に基づき、迅速かつ適切に処置をします。

また、ホームページや SNS 等を通じて積極的に情報発信をします。

3) 障害者支援

1. 目的

「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念に基づき、障害への理解を深め、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合い個々の多様性を重んじる環境を整えることを目的とします。

2. 方針

「国立大学法人香川大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に即して、以下のような対応を行います。

- ①障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止します
- ②障害者から合理的配慮の提供の意思の表明があった場合は当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提供します
- ③障害者およびその家族その他の関係者からの障害に関する相談に応じるための窓口を設置します
- ④障害者差別解消の推進を図るため、研修・啓発を行います

3. 本学での取組

①「不当な差別的取扱い」の禁止

「不当な差別的取扱い」に該当する行為については、個別の事案ごとに判断されることとなります。

例えば、正当な理由が存在しないにも関わらず「障害があることを理由に授業の受講、研究指導、実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否する」、「障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む」等の対応をすることは、「差別的取扱い」にあたります。

②合理的配慮の提供

「合理的配慮」とは、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される対応のことです。

具体例としては、「入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりする」、「移動に困難がある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保したり、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する」等が挙げられます。

③相談窓口の設置

障害のある学生の相談窓口はバリアフリー支援室、各学部・研究科の学務係などになります。その他、教職員などの相談窓口は、部署ごとに定めています。

④理解促進

新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解するための研修や、新たに監督責任者となった教職員に対して障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解するための研修を行います。

その他教職員や学生等に対し、障害者へ適切に対応するために必要な啓発活動を行います。さらに、障害のある学生を支援するピア・サポーターを養成するための研修を行います。

⑤障害者雇用

法定雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号））に基づき、障害のある方を対象とした雇用を積極的に行い、その能力を十分に発揮して働ける環境整備を推進します。

4) 多文化共生

1. 目的

国籍、地域、民族、言語、宗教等の異なる人々が、それぞれの文化や習慣、社会、歴史等の相互理解を深め、尊重しながら、平等に教育・研究を行える環境、安心して生活できる環境を整備することを目的とします。

総務省策定「地域における多文化共生推進プラン（2020年9月改訂）」は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」などを挙げています。これを踏まえ、地域との連携及び協働を推進し、本学で働く外国人教職員・受け入れする留学生等の地域社会への参画が円滑に行えるように支援します。

2. 方針

人権および自由を尊重し確保するために宣言された世界人権宣言（1948年12月10日、第3回国連総会採択）の第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」第2条第1項「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」に記されているとおり、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を踏まえて行動します。

- ① 人種、国籍、民族、言語、宗教等を理由とする偏見や差別、ハラスメントを禁止します
- ② さまざまな「異」に対する理解と受容に努め、多文化共生推進のための取組及び支援を行い、多様性が担保される環境をつくります

3. 本学の取組

①異文化理解と地域の国際交流

異文化理解・多文化共生を主題にした授業科目を各学部開設しており、海外協定校留学・国際インターンシップ等の海外研修制度もあります。また、地域のステークホルダーと大学が連携して行うグローバル教育プログラムも実施しています。

インターナショナルオフィス所属グローバル・カフェでは、多言語学習・異文化交流の機会を提供し、教職員・学生及び地域の国際交流を推進しています。また、種々の信条に配慮し、学内に礼拝のための部屋を設けています。

②日本語を第一言語としない教職員および学生への支援

構成員の言語ニーズを踏まえた学内周知を実施しています。留学生には、生活面を支援するためのサポーター、学習・研究面での支援及び日本語指導等を行うチューターを配置しています。国際寮には、日本人学生のレジデンスチューターを配置し、留学生の生活支援、緊急時における対応及び、入居者間の交流促進に関する支援を行っています。

③相談窓口の設置

インターナショナルオフィス及び各学部には相談窓口を設けており、学内の関係部局との連携・協働を図り、より効果的な取組を推進しています。

IV. 相談窓口一覧

◆D&I 相談窓口

<https://www.kagawa-u.ac.jp/diversity/consultation/>

本窓口では本学の D&I に関わる制度や仕組みについての相談や、どこに相談したらよいかわからない場合の相談を受け、“コンシェルジュ”的な役割も担います。

担当：ダイバーシティ推進室

場所：幸町キャンパス 北5号館1階

TEL：087-832-1055（内線1055）

MAIL：diversity-i-h[at]kagawa-u.ac.jp ※ [at]を@に置き換えてください。

◆学内相談窓口（学生向け）

なんでも相談窓口

女子学生のための相談窓口

https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/qa/

学生関係の事務窓口

https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/clerical-students/

キャリア相談（キャリア支援センター）

<https://www.kagawa-u.ac.jp/career/>

心と体の健康相談（保健管理センター）

<http://www.kagawa-u.ac.jp/health/>

バリアフリー支援室

<https://www.kagawa-u.ac.jp/bf-support/>

留学生センター

<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/isc/>

ハラスメントの相談窓口

https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/qa/#2

◆学内相談窓口（教職員向け）

ライフイベントに関する相談（学内限定）

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/welfare/16166/#jimu

苦情相談（学内限定）

http://133.92.2.137/index.php/download_file/view_inline/64278/3906/

心と体の健康相談（保健管理センター）

<http://www.kagawa-u.ac.jp/health/riyouannai.html>

ハラスメントの相談窓口

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/23324/>

◆学外相談窓口

法務省 人権相談

https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

一般社団法人社会的包摂サポートセンター

よりそいホットライン

<https://www.since2011.net/yorisoi/>

香川県消費生活相談

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kurashi/shohiseikatsu/kfvn.html?msclkid=e596b2c5bbb211ecbeef706d3c5f517d>

かがわ男女共同参画相談プラザ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/madoguchi/plaza.html>

香川県性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」性暴力相談

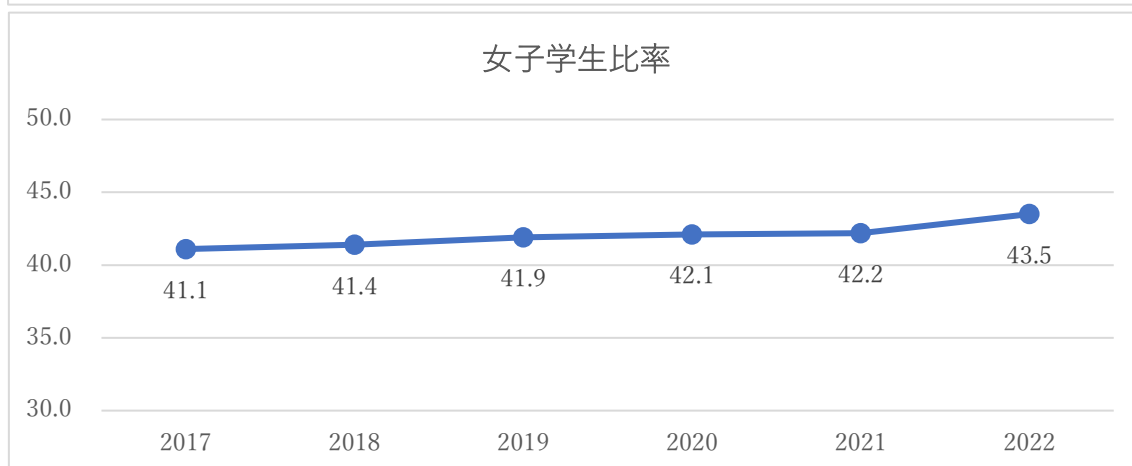
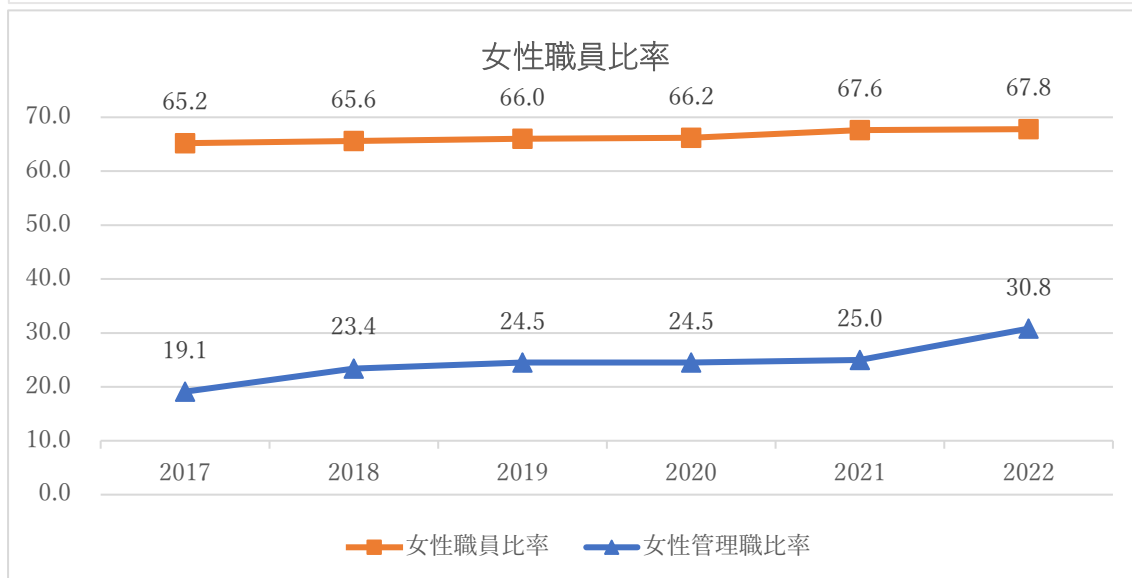
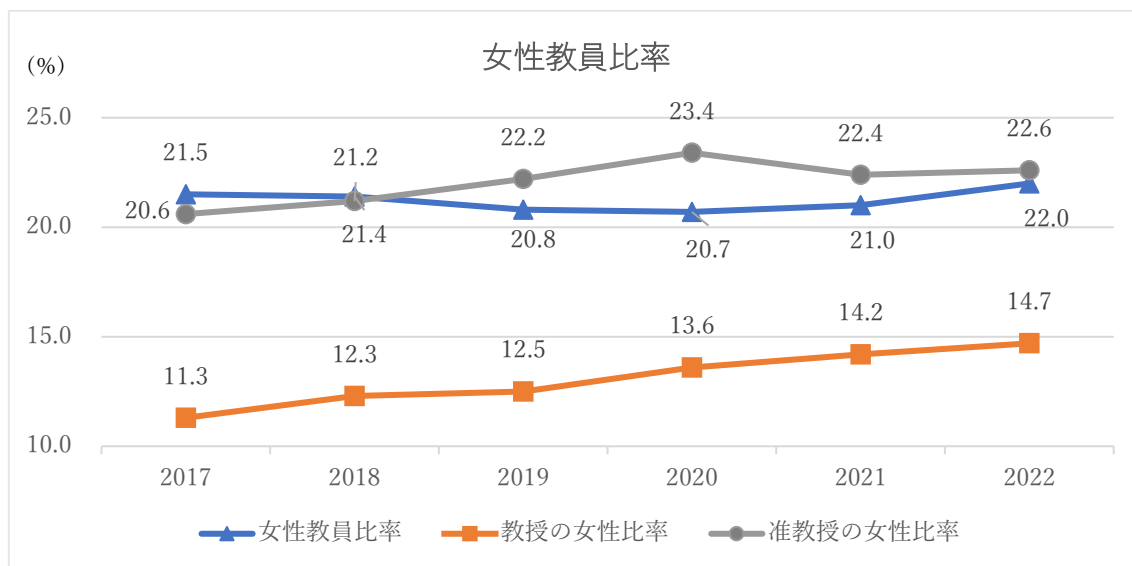
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/olive_kagawa/kfvn.html?msckid=34265d22bbb311ec97ed00b364fe0904

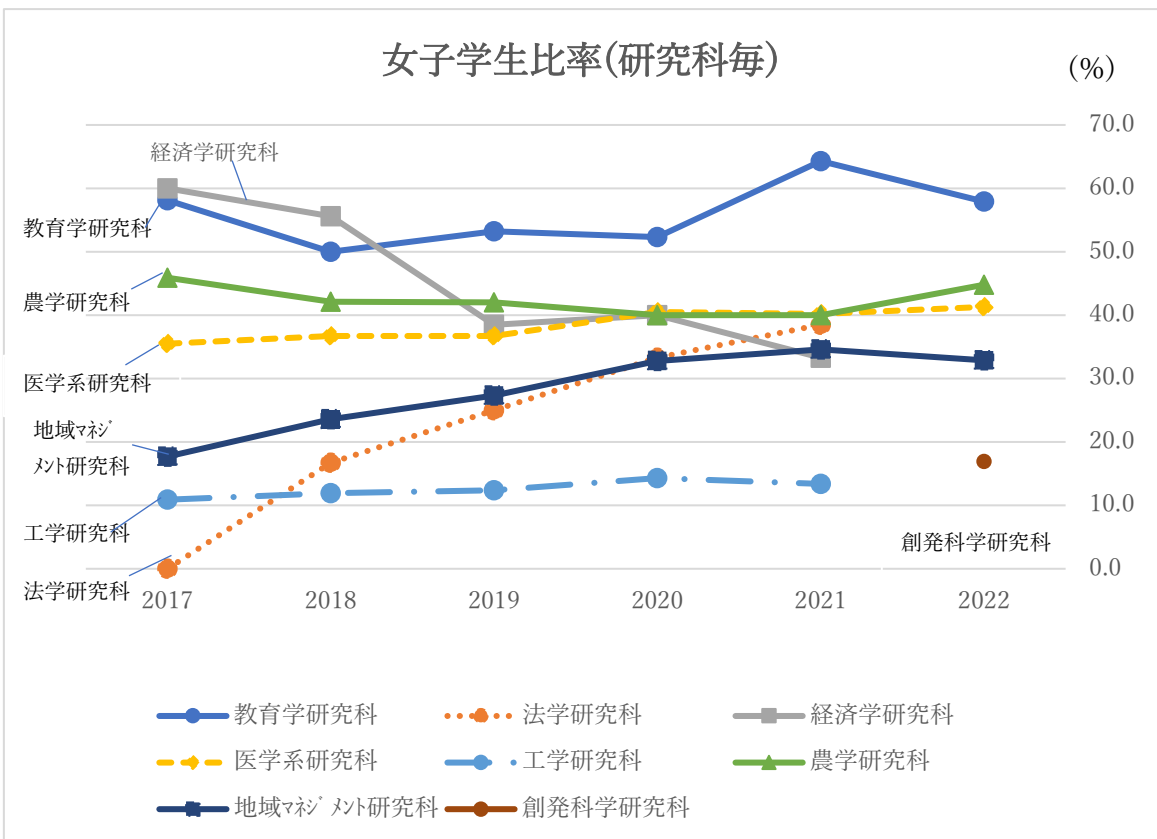
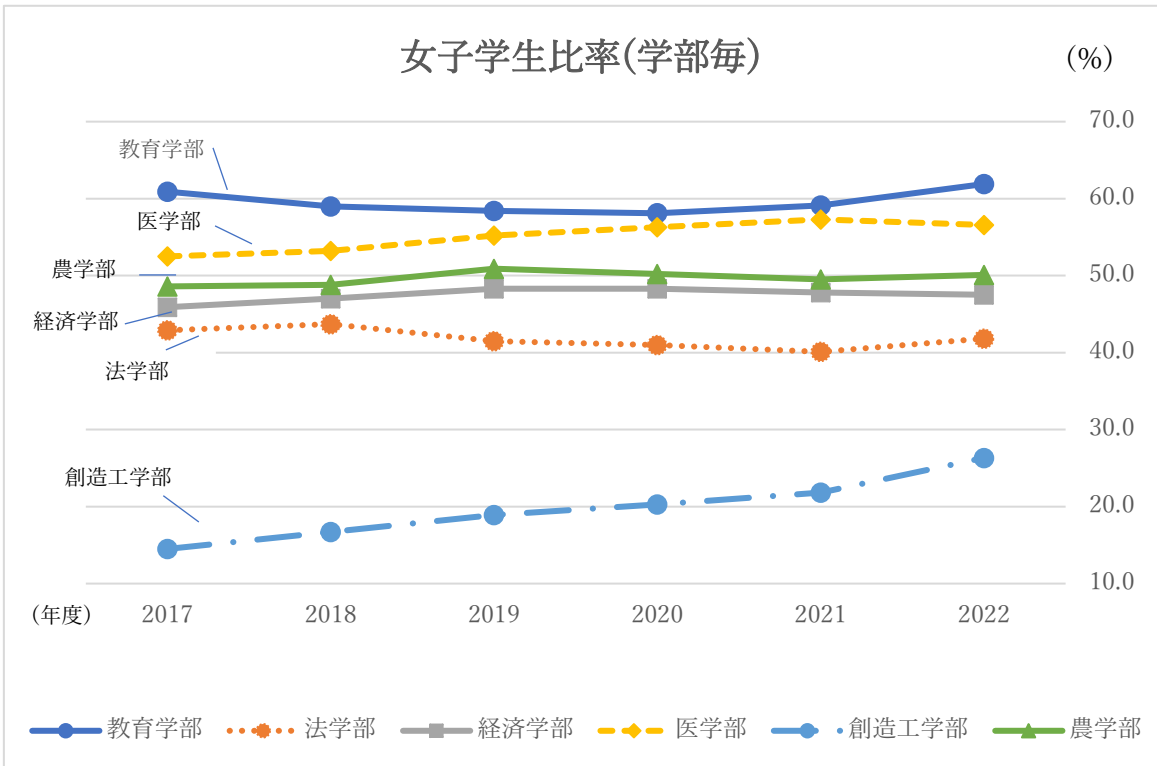
香川県性的少数者（LGBT）メール・SNS相談

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowaseisaku/jinken-soudan/sako06200908214302.html>

VI. データでみる D&I 推進

◆男女共同参画

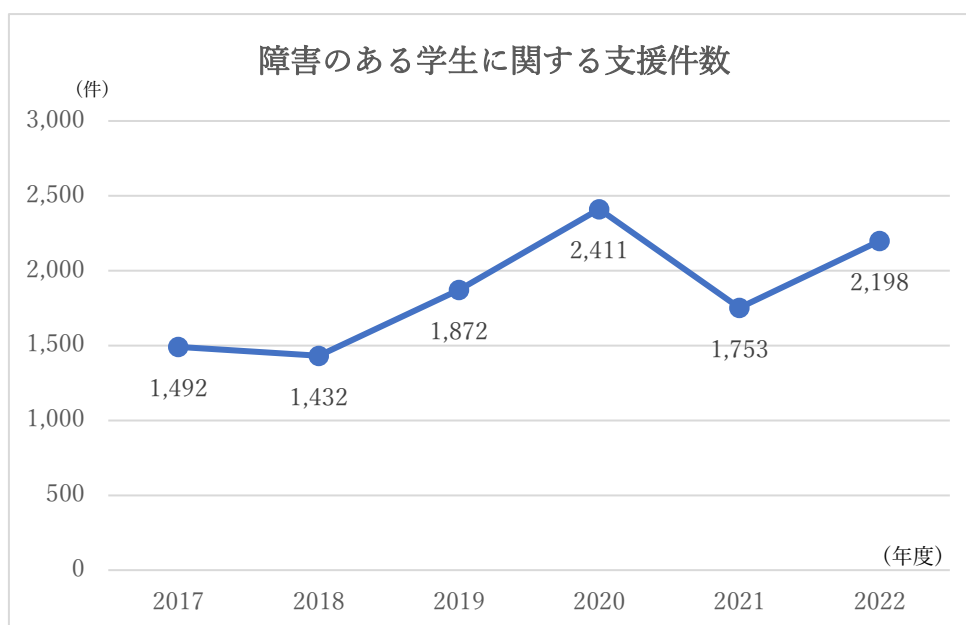
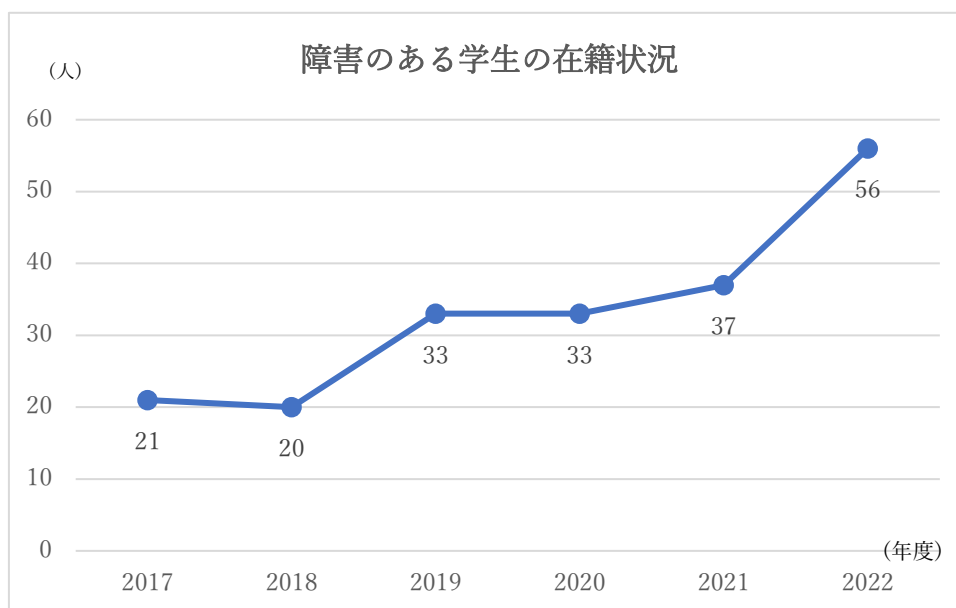




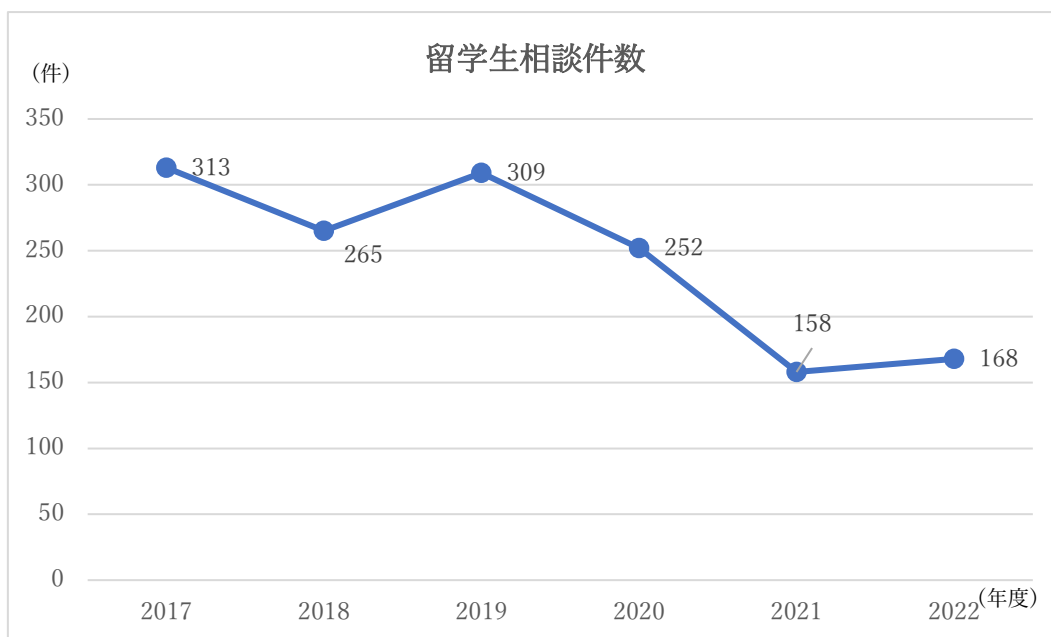
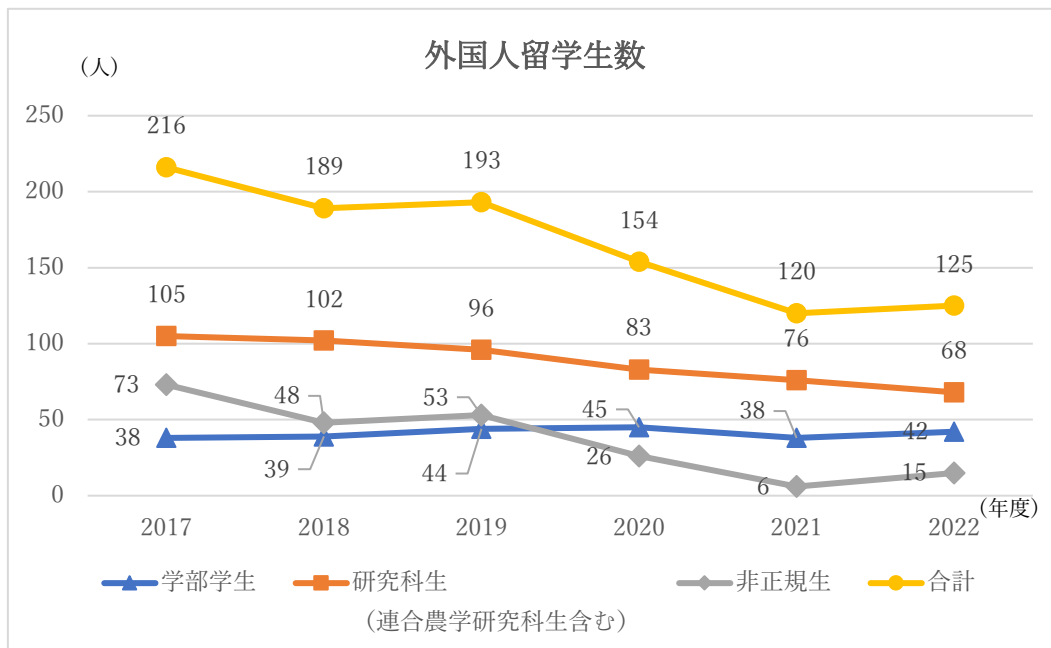
※法学研究科・経済学研究科・工学研究科は2022年度より募集停止

※創発科学研究科は2022年度開設

◆障害者支援



◆多文化共生



VII. 参考資料

◆男女共同参画

「男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定）」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html#anc_chapter0

「男女共同参画推進に向けての基本理念・基本方針」

<http://www.kagawa-u.ac.jp/sankaku/about/basicprinciple/index.html>

「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/5th_gaiyo.pdf

「四国発信！ダイバーシティ研究環境調和推進プロジェクト」

<http://www.kagawa-u.ac.jp/sankaku/researcher/index.html>

「女性活躍推進法に基づく事業主行動計画（第 2 期）」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/17178/>

「国立大学法人香川大学ハラスメント及び性暴力等防止規則」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/23324/>

「次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人香川大学行動計画（第 5 期）」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/4146/>

◆性の多様性の尊重

「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（独立行政法人日本学生支援機構・平成 30 年）

https://www.jasso.go.jp/gakusei/publication/lgbt_shiryo.html

「香川大学における学生等の通称名等の使用に関する要項」

https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00001103.html

「国立大学法人香川大学ハラスメント及び性暴力等防止規則」
前掲

◆障害者支援

「障害者基本法」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC1000000084>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

「障害者の雇用の促進等に関する法律」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000123>

「国立大学法人香川大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000819.html

「障害者の権利に関する条約」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>

◆多文化共生

「総務省 多文化共生推進プラン概要」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000706217.pdf

「世界人権宣言（仮訳文）」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/lb_001.html

「香川大学グローバルカフェセンター」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/englishcafe/>

「お祈り部屋」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/diversity/live-together/prayer-room.html>

「外国人教職員および留学生への支援」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/isc/7200/>

「留学生相談」

<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/isc/advising/>